

「池間島サンシン集いの会」規約

第1条（名称）

この会の名称は、「池間島サンシン集いの会」と称する。

第2条（目的）

池間島サンシン集いの会は、サンシンを通じて池間島の伝統民謡を継承発展に寄与すると共に、池間島の活性化と島おこしの一助とすることを目的とする。

第3条（事務所）

池間島サンシン集いの会の事務所は、会代表者の居住地番を事務所の所在地とする。

第4条（活動内容）

池間島サンシン集いの会は、第2条に定める目的に従い、下記の定める活動を行う。

- (1) 宮古島民謡（池間民謡）の普及
- (2) イベント「歌って踊ってサンシンの集い」の開催
- (3) 島が行う行事への「サンシン演奏、歌、踊り等」参加
- (4) メンバー募集のPR活動（全国）
- (5) 全国支部の組織作り

第5条（メンバーの入会）

池間島サンシン集いの会のメンバーとして入会する者は島内外を問わず本規約に同意し、役員承認を得た者。

第6条（組織）

池間島サンシン集いの会に以下の役員を置く。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 2名 |
| (3) 実行委員 | 1名 |
| (4) 舞踊リーダー | 1名 |
| (5) メンバーリーダー | 1名 |
| (6) 広報 | 1名 |
| (7) 会計 | 1名 |
| (8) 監査 | 1名 |

第7条（選任方法）

- 1、第6条に定める組織の代表は、池間島サンシン集いの会のメンバーの4分の3以上の賛成を持って決定する。
- 2、第6条に定める代表以外の役員は、メンバー代表が指名し、池間島サンシン集いの会のメンバーの3分の1以上の賛成を持って決定する。
- 3、第6条に定める役員が欠けた時は、会代表が兼務する。なお、代表が欠けた時は、新たな代表が決まるまでの間、副代表がその任務を行う。

第8条（役割）

- (1) 代表は、池間島サンシン集いの会の会務を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは代表に代わり、会務を統括する。
- (3) 実行委員は、イベント等の広報周知、司会、島内外の調整、折衝を行う。
- (4) メンバーリーダーはメンバーの把握、活動の周知を行う。
- (5) 会計は現金の収入管理と会運営で発生した支出の管理を行う。
- (6) 監査は、その収支について検収を行う。

第9条（脱会及び脱会命令）

- (1) 池間島サンシン集いの会メンバーに所属するメンバーは、メンバー代表に「脱退」の意思を伝えることにより、いつでも、任意に脱退することができる。
- (2) 下記に定める事由に該当した場合には、メンバー代表は、メンバーを強制的に脱退させることができる。
 - ①公序良俗に違反したとき。
 - ②3年以上連絡が取れない時。
 - ③上記のほか、会の運営上好ましくない者と会役員が認めた時。

第10条（運営費）

- (1) 運営費はイベントに伴う広告収入や寄付金、その他の収入によって賄う。
- (2) 運営費は個人分配を行わない。
- (3) 運営費の余剰が出た場合は、翌年に繰り越すものとする。
- (4) 運営費は出納簿と現金、領収書等を一括管理することとする。

第11条（免責規定）

本会及び会メンバーは、会活動に伴い生じた事故等に関し、いかなる責任も負わず、各メンバーの自己責任とする。

第12条（解散）

本会は、次の事由により解散するものとする。

- (1) メンバー全員が合意した時。
- (2) 役員3分の2が脱退した時。

第13条（会規約の改定）

- (1) 本会規約は、会メンバーの過半数の同意をもって、改定することができる。
- (2) 本会規約の改定は、役員又は会メンバー3分の1以上の発議によるものとする。

附則

- 1、本会規約は平成28年2月8日から施行する。
- 2、池間島歌って踊ってサンシン集いの会役員名簿。

平成29年8月27日改正

区 分	氏 名	住 所	備 考
代 表	井上 一夫	宮古島市平良字池間147	090-5573-9071
副代表	長嶺 悟		
	勝連 美保子		
実行委員	儀間 利津子		
舞踊リーダー	仲間 喜美子		
メンバーリーダー	与那嶺 順郎		
広報担当	勝連 宗太		
会 計	井上 一夫		
監 査	仲間 タイ子		